（薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部改正）

第十八条　薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

（薬事法施行令第二十条第二項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品の一部改正）

第十九条　薬事法施行令第二十条第二項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

本則中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

（薬事法施行令第八十条第二項第七号への規定に基づき厚生労働大臣の指定する製造管理又は品質管理に特別の注意を要する医薬品及び医療機器の一部改正）

第二十条　薬事法施行令第八十条第二項第七号への規定に基づき厚生労働大臣の指定する製造管理又は品質管理に特別の注意を要する医薬品及び医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「薬事法施行令第八十条第二項第七号へ」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号ホ」に改め、「及び医療機器」を削る。

第三号を削り、第四号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改め、同号を第三号とする。

（薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部改正）

第二十一条　薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

（薬事法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の一部改正）

第二十二条　薬事法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「薬事法第十四条第一項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第一項」に改める。

（薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の一部改正）

第二十三条　薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「薬事法第二十三条の二第一項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項」に改める。

（薬事法施行規則第百六十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズ等の一部改正）

第二十四条　薬事法施行規則第百六十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズ等（平成十八年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

本則中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」に改める。

（医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部改正）

第二十五条　医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改める。

第四条第九号中「薬事法第二条第十六項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項」に改める。

（特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正）

第二十六条　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表Ⅳ区分⑸中「薬事法（」を「薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第１条の施行による改正前の薬事法（」に改める。

（薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ⑼の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品の一部改正）

第二十七条　薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ⑼の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品（平成二十年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ⑼」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第七条第一項第一号イ⑺」に改める。

本則中「薬事法関係手数料令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令」に、「第七条第一項第一号イ⑼」を「第七条第一項第一号イ⑺」に改め、第一号中「薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」に改める。

（薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ⑮及び㉒の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二十八条　薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ⑮及び㉒の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「薬事法関係手数料令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令」に改める。

本則中「薬事法関係手数料令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令」に改め、第二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。